

綾瀬市議会議員

笠間こうじ通信

令和第2号 令和2年5月15日発行

皆様こんにちは！新型コロナウイルス感染拡大の影響が生活のあらゆる場面に多大な影響をおよぼしています。皆様はいかががお過ごしでしょうか。

令和元年度3月定例会において、令和2年度予算が議決されました。しかし市議会議員にとって重要な意見表明の場であり、綾瀬市行政の政策を質す「一般質問」がウイルス感染拡大の影響により中止となってしまいました。今後の定例会における一般質問のあり方も不透明な状況が続いております。

さて5月11日の5月臨時会において、ウイルス対策に関する綾瀬市独自の取組が議決され、正式にスタート致しました。詳細は裏面にて…

新型コロナウイルス対策へのご意見ご要望をお聞かせ下さい！

経営・収入に関する件、教育・子育てに関する件、健康に関する件等



下記までお気軽にご連絡下さい！市政に反映致します！

TEL0467-78-2128 fax0467-78-2348

メール: kojikasama@yahoo.co.jp

事務所: 綾瀬市早川3211番地

令和2年度綾瀬市議会5月臨時会議決結果

綾瀬市独自の支援策

①ひとり親家庭の生活を緊急に支援するため、児童扶養手当を受給している世帯に対して一律3万円の給付金を支給します。5月15日支給予定です。

②中小企業支援策として、前年同月比売上高20%以上減少した市内中小企業及び個人事業主に対して10万円支給、更に支給対象者で市内で事業所を賃借している事業者更に10万円を上乗せて支給します。事業開始年度から1年未満の事業者でも令和元年10月11月12月のいずれかでも売上が比較出来ます。5月12日受付で最短5月25日に支給開始です。

③国の政策である雇用調整助成金の支給申請書を労働局に提出した中小企業・個人事業主に対して、1事業者30万円(小規模事業者は20万円)を一律支給します。

こちら5月12日申請で最短5月25日に支給します。これは雇用調整助成金の受給決定を受ける前で、申請書を労働局に受理されただけでも市に支給申請することが出来ます。

全国一律の対策として以下の件が議決されました

①国の政策である全国民に一律10万円を支給する政策については、マイナンバーカードがある方は、総務省特別定額給付金サイトで申請が出来ます。

その他の方は5月13日より申請書が綾瀬市より郵送されます。申請後最短5月25日振込みが開始されます。

②児童手当を受給している世帯には、学校の臨時休校等の影響を考慮し、子育て世帯支援策として児童一人当たり1万円上乗せて給付されます。

③新型コロナウイルスに感染し労務に服する事が出来ない国民健康保険被保険者の属する世帯主に一定期間傷病手当金を支給します。

その他、事業所・保育園・学童保育に対する支援策などが議決されました。

詳細は、綾瀬市役所(0467-77-1111)か、笠間こうじ(0467-78-2128)まで...

その他の報告です

所属会派は保守系最大会派(9名)「創政会」が新しく結成され私も会派の一員となりました。議員定数20人中9名が所属する最大会派として、市民の意見を具現化すべく更に力を発揮致します。

また役職の改選が行われ、常任委員会(市民福祉常任委員会)副委員長に選任されました。円滑な議事運営に努め、市民の声を市政に反映すべく職務を全うします！

※市議会の状況はネットでも！【綾瀬市議会インターネット中継】で検索